（法第二十条の五第十一項の変更の届出）

第四十条　法第二十条の五第十一項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書をその薬局の所在地の都道府県知事に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第三十五条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　登録及びその更新の年月日

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更の年月日

（国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の廃止の届出）

第四十一条　登録薬局開設者は、登録事業（法第二十条の五第十三項に規定する登録事業をいう。第四十四条第二項において同じ。）を廃止したときは、その日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　登録及びその更新の年月日

三　廃止の理由

四　廃止の年月日

（法第二十条の五第十五項の映像及び音声の基準）

第四十二条　法第二十条の五第十五項の厚生労働省令で定める基準は、薬剤遠隔指導等を適切に行うことが可能な鮮明な映像及び明瞭な音声であることとする。

（薬剤遠隔指導等に関する事項等の記録及び保存）

第四十三条　登録薬局開設者は、法第二十条の五第十六項の規定による記録を、薬剤遠隔指導等を行わせた日から起算して一月保存しなければならない。

（登録事業の実施状況の報告）

第四十四条　法第二十条の五第十七項の厚生労働省令で定める期間は、六月とする。

2　法第二十条の五第十七項の規定による報告は、登録事業の開始の日から六月ごとに、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、その薬局の所在地の都道府県知事に提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　薬局の名称

三　薬局の所在地

四　登録及びその更新の年月日

五　特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の数及び薬剤遠隔指導等の件数

六　特定処方箋により調剤された薬剤の副作用その他の事由によるものと疑われる症状の発現状況

七　登録事業の実施状況に関する事項（テレビ電話装置等の故障のため事業が継続できない状況を含む。）

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則を適用する場合の読替え）

第四十五条　登録薬局開設者が登録事業を行う場合における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十五条の十二、第十五条の十三及び第二百四十四条の規定の適用については、同令第十五条の十二中「法第九条の三第一項」とあるのは「法第九条の三第一項（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条において同じ。）」と、同令第十五条の十三第一項第一号中「設備がある場所」とあるのは「設備がある場所（国家戦略特別区域法第二十条の五第一項に規定する薬剤遠隔指導等を行う場合にあつては、当該薬局内の場所）」と、同条第四項中「法第九条の三第二項」とあるのは「法第九条の三第二項（国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同令第二百四十四条中「場合」とあるのは「場合及び国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合」とする。

（医師が交付する特定処方箋の記載事項）

第四十六条　医師が特定処方箋を交付する場合においては、医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）第二十一条に規定する事項に加え、当該処方せんが法第二十条の五第一項に規定する特定処方箋である旨を記載するものとする。

（歯科医師が交付する特定処方箋の記載事項）

第四十七条　歯科医師が特定処方箋を交付する場合においては、歯科医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十八号）第二十条に規定する事項に加え、当該処方せんが法第二十条の五第一項に規定する特定処方箋である旨を記載するものとする。

附　則

この省令は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年九月一日）から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年九月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―五五―一二五

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第四号中「。第四条第三項第二号において同じ」を削り、同項第五号中「。第四条第三項第三号において同じ」を削り、同項第六号中「第四条第三項第三号」を「第四条第三項」に改める。

第四条第三項を次のように改める。

3　給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日が平成二十三年四月一日から平成二十四年二月二十九日までの間にある職員（その日に平成二十三年度減額改定対象職員であつた者に限る。）に対する前項の規定の適用については、同項中「受けていた俸給及び」とあるのは「係る俸給について国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号。以下この項において「給与改定特例法」という。）の施行の日における給与改定特例法第二条の規定による改正後の給与法の規定及び給与改定特例法第五条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条の規定によるものとした場合の俸給の月額並びに給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日に受けていた」とする。

第四条第四項中「前項各号」を「前項」に改める。

第六条の二第四項第一号中「。第六条の四第四項第一号において同じ」を削り、同項第二号中「減額支給対象職員」を「その日において減額支給対象職員であった職員」に改める。

第六条の四第四項を次のように改める。

4　異動の日等が平成二十三年四月一日から平成二十四年二月二十九日までの間にある当該異動の日等において減額支給対象職員であった職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「受けていた俸給月額に支給割合」とあるのは「係る俸給月額について国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号。以下この項において「給与改定特例法」という。）の施行の日における給与改定特例法第二条の規定による改正後の給与法の規定によるものとした場合の俸給月額に支給割合」と、「異動の日等に受けていた」とあるのは「異動の日等に係る俸給月額について給与改定特例法の施行の日における給与改定特例法第二条の規定による改正後の給与法の